

議案第百十号

港区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立公園条例の一部を改正する条例

港区立公園条例（昭和三十八年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。  
別表第一芝公園の項の次に次のように加える。

西桜公園

東京都港区虎ノ門一丁目十七番四号

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

西桜公園を設置するため、本案を提出いたします。